

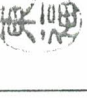





表紙共3枚

健軍じん芥処理

表紙名	健軍じん芥処理			図面番号	1/3
	管理科長	営繕班長	環境主任		
業務隊長	管理科長	営繕班長	環境主任	工事企画主任	
					
所 属	陸上自衛隊健康軍駐屯地業務隊管理科				

仕 様 書

1 件 名： 健軍じん茶処理

2 実施場所： 熊本県熊本市東区東町1丁目1番1号
陸上自衛隊健軍駐屯地内

3 概 要： 健軍駐屯地で発生した事業所ゴミの収集運搬処理を実施する。

4 期 間： 令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 年間排出予定数量

区 分	予定数量
可燃物	210,000kg
ビン・缶	6,500kg
ペットボトル	4,500kg
不燃物	8,000kg
蛍光管	900kg
運搬費(可燃物、ビン缶、ペットボトル)	200台
運搬費(不燃物、蛍光管)	18台

※シチュレッター層、ダンボール、新聞雑誌類は収集しないこと。ただし、雨濡れ等リサイクルに支障を来たず状態の物については、可燃物として収集する。

※不燃物、蛍光管については、産業廃棄物として処理をすること。

※電池は収集しないこと。

※その他、収集に疑義があるものについては、官側と協議のうえ決定する。

6 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、作業完了に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 請負者は、駐屯地への年間の入門に所要の手続きを行うこと。
- (3) 収集の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。

(5) じん茶処理において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しの無いように十分な注意を払うものとする。

※量が多く一度に積み込みが出来ない場合は、再度積み込みに来るものとする。

(6) 収集したごみについては、法令等を遵守し適切かつ確実に処置するものとする。

(7) じん茶の収集日

ア 可燃物：毎週火・金曜日

イ ビン・缶、ペットボトル：毎週火曜日

ウ 不燃物、蛍光管：毎月第4金曜日

※収集予定日が、祝祭日の場合は、翌日とする。(翌日が土日の場合は、翌日の直近の平日とする。)なお、長期休暇期間前後等、資源の量によっては、回収日の調整を行うことがある。

(8) 収集運搬は、請負者の責任のもと実施するものとし、万一事故等が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。

(9) 処理施設へ運搬後、処理施設から発行される計量証明書(実際の計量機より発行された改ざん不可能なものに限る。また、パソコン等により手打ちで作成したものは無効とする。)及び必要な書類(マニフェスト等)を保管するとともに、一月分を集計し、計量証明書等の写しとともに速やかに提出するものとする。また、産廃収集については一度に複数の項目を処分すると最終処分が遅延する可能性があるため一月毎の支払いが滞る場合があるため注意すること。(一月分の産廃棄物管理票(E票)を官側に返納された時点で履行済みとする。)

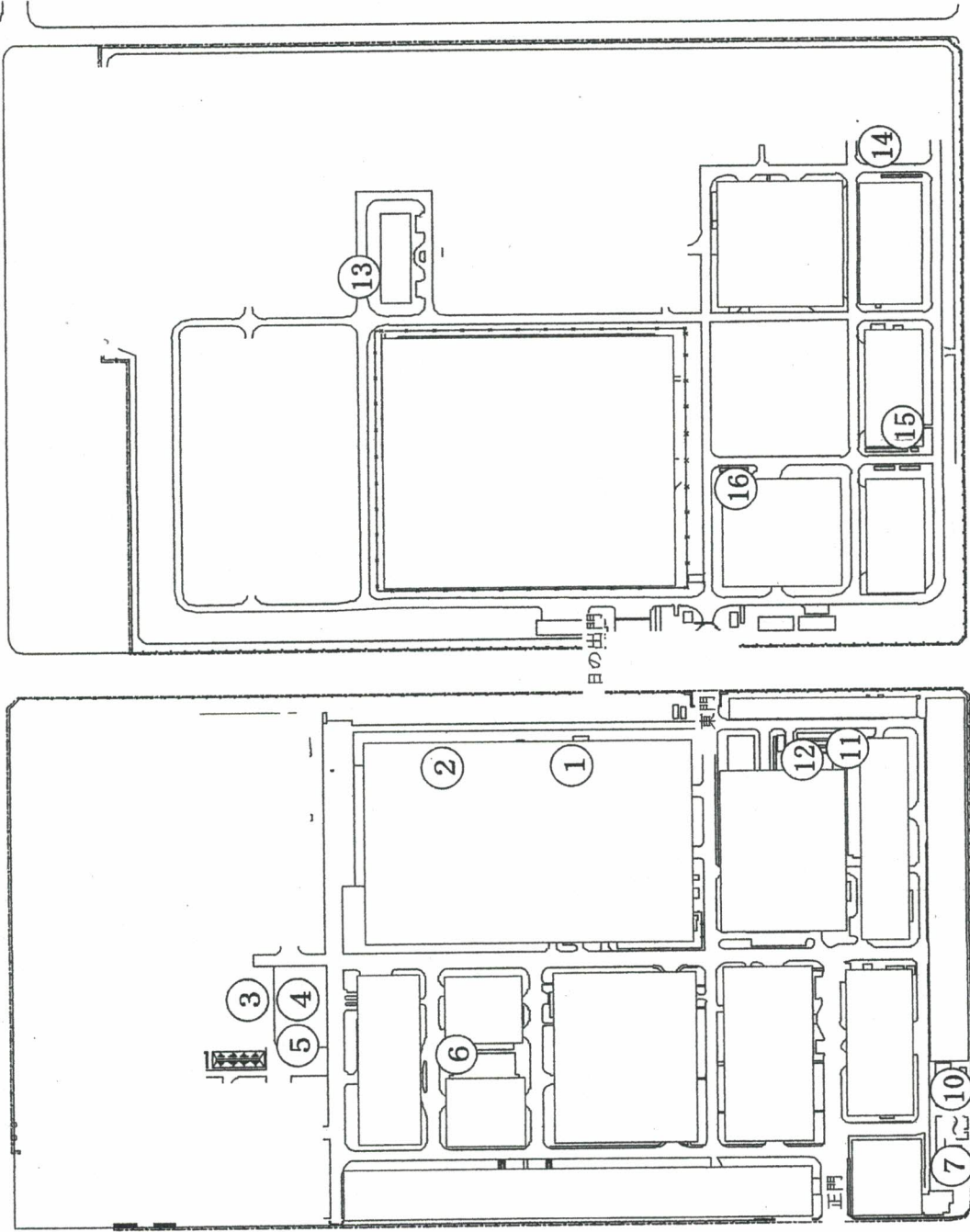
※産業廃棄物管理票の送付期限は、最終処分が完了した日から10日以内とし、令和5年3月の収集については第2金曜日とし、令和5年3月31日(金)までに産業廃棄物管理票を送付するものとする。

(10) 産業廃棄物管理票は請負業者負担にて用意するものとする。

(11) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。

件名	健軍じん茶処理		
図面名称	仕様書		
図面番号	2/3	作成月日	4.1.25
健軍駐屯地業務隊 管理科 菅健班			

7 じん茶集積庫の場所



件名	健軍じん茶処理		
図面名称	仕様書		
図面番号	3/3	作成月日	4. 1. 25
健軍土地開発隊 管理科 営繕班			